

第1回水質部会資料と第2回水質部会資料の比較について

前回の水質部会（令和7年7月）で提示した「湖沼類型指定見直し（素案）」と、今回提示する「湖沼類型指定見直し（案）」での変更点を整理した。類型の見直し内容（指定類型・達成期間）の変更はないが、前回の部会での委員からの御意見や関係者ヒアリングの結果等を踏まえ、見直しに至った背景や理由等を整理し、分かりやすい表現に改め追記した。

変更点一覧

比較項目	第1回水質部会（素案） （資料3等）	第2回水質部会（最終案） （資料1-4, 1-5, 資料編等）	変更・更新のポイント
見直し案（類型・達成期間）	・栗駒、花山、鳴子、釜房、大倉等：AA→Aへ変更 ・伊豆沼、長沼：B維持 ・七北田：T-N（類型）新規指定・達成期間：大倉「イ」、漆沢・七北田「ハ」等へ見直し	・変更なし（第1回提示の素案を維持）	・パブコメ（意見なし）及び関係者意見聴取の結果、原案を修正しないこととした。 ・第2回資料1-4及び1-5を最終案とした。
見直しに至った理由の整理（経緯・考え方の明記）	【行政的な要件整理】 ・「人工湖は厳然たる自然地ではない」等の国の見解や、水質データの羅列が中心。	【理由の明確化】 ・委員意見を踏まえ、資料1-5に「見直しの背景」「見直しの考え方」を追記。 ・「当初は湖沼の流域内に国定公園等があるためAAとした」→「自然由来負荷が大きいことが判明」→「現実的な目標（A）へ適正化し、対策は継続する」という筋道を明記。 （資料1-5 p1～2）	・木村委員、西村委員からの「なぜランクを下げるのか、県民に分かる道筋を示すべき」との御指摘への対応。 ・単なる緩和ではないことを明記。
T-P及びT-Nの新規指定の考え方（論理構成の適正化）	・指定の考え方が、CODの「利用目的の適応性（類型あてはめの必要性）」を整理の上、「将来の水質汚濁のおそれ」を勘案する構成とは異なり、「将来の水質汚濁の恐れ」の観点のみとなっており、誤解される内容であった。（資料3）	・CODと同様の考え方とし、県民に分かりやすい表現に改めた。 （資料1-5 p18）	・西村委員からの「利水障害を防ぐことが目的であるため、まず類型あてはめの必要性から論理的に検討すべき」との御指摘への対応。 ・パブコメ資料以降に反映済み。
水域の利用目的の実態（特に水産利用）	・漁業権の設定はあるが、商業的な漁獲実態がない可能性があるため、「地元関係者（漁協）への意見聴取」を行い判断するとしていた。	・漁協ヒアリングの結果、見直し対象のダム湖（花山、鳴子、漆沢等）では「商業的な漁獲実態がない（遊漁のみ）」ことを確認。 （資料1-5 p19～24, 資料編 p5, 7, 11, 16, 21）	・ヒアリング結果から、「水産利用の実態を踏まえ、類型（A類型等）が妥当」と整理した。

備考：その他の変更点

- ・**負荷量原単位の更新**：負荷量について、污水处理人口、事業所排水水質等のデータを直近のデータに更新し、再計算を行った。
- ・**将来水質予測結果の更新**：更新した負荷量をもとに、将来水質（令和15年度）予測結果を更新した。その結果、将来水質予測値等に大きな変動はなく、見直し案の結論（指定類型及び達成期間）に影響がないことを確認した。
- ・**資料構成の一部変更**：第1回部会では「方針」と「結果」に関する資料が分かれていたが、「対象湖沼の絞り込み」から「見直しの考え方」「結果」までを一連の流れで確認できるよう、資料1～5として再構成した。また、根拠となる湖沼ごとの詳細な検討内容（旧参考資料4）については、同資料の「資料編」として一体化し、参照しやすくした。